

# 札幌市生活環境確保に関する条例規則改正の概要について

## 建築物省エネ法

改正前(令和3年4月施行)		改正後(令和7年4月施行)	
非住宅	大規模2,000㎡以上 適合義務	非住宅	大規模2,000㎡以上 適合義務
	中規模300～2,000㎡ 適合義務		中規模300～2,000㎡ 適合義務
住宅	大規模2,000㎡以上 届出義務※1	住宅	大規模2,000㎡以上 <b>適合義務※1</b>
	中規模300～2,000㎡ 届出義務※1		中規模300～2,000㎡ <b>適合義務※1</b>
住宅 非住宅	小規模300㎡未満 説明義務	住宅 非住宅	小規模300㎡未満 <b>適合義務※2※3</b>

- ※1 届出義務(第19条)については適合義務の拡大に伴い廃止
- ※2 仕様基準等による場合は省エネ適判(省エネ計算)不要(住宅のみ)
- ※3 平屋かつ200㎡以下は審査・検査対象外

## CASBEE札幌

改正前(令和3年4月施行)		改正前(令和7年4月施行)	
非住宅	大規模2,000㎡以上 届出義務	非住宅	大規模2,000㎡以上 届出義務
	中規模300～2,000㎡ 届出義務(省エネ性能のみ)		中規模300～2,000㎡ 届出義務(省エネ性能のみ)
住宅	大規模2,000㎡以上 届出義務	住宅	大規模2,000㎡以上 届出義務
	中規模300～2,000㎡ 届出義務(省エネ性能のみ)		中規模300～2,000㎡ 届出義務(省エネ性能のみ)
住宅 非住宅	小規模300㎡未満 任意規定	住宅 非住宅	小規模300㎡未満 任意規定

届出対象範囲は変更せず添付書類等の規則の改正を行う

### 《規則の主な改正点》

#### ○添付書類の見直し

これまで300～2000㎡では建築物省エネ法上、非住宅と住宅で届出様式が異なっていたが、法に合わせて添付資料を改正する。【詳細は別紙】

#### ○その他規定整備

法改正に伴う規定整備を行う。(提出期限、条項ずれ等)

# 札幌市生活環境確保に関する条例規則改正の概要について

## 【改正点】 添付書類について

建築物環境配慮計画書の添付書類は下記のとおりとする。

建築物の規模	添付書類	
大規模建築物	CASBEE札幌(評価ソフト)の評価結果	
中規模建築物 ※1~4のいずれかを添付	1 CASBEE札幌(評価ソフト)の評価結果	
	2 省エネ適判を受けるもの 計画書	
	3 省エネ適判を省略できるもの(住宅のみ)	
	①仕様基準に適合	確認申請書
	②設計住宅性能評価の実施	・設計住宅性能評価書 ・省エネ計算書(外皮性能・一次エネルギー消費性能の部分)
	③長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認	・認定通知書又は確認書 ・省エネ計算書(外皮性能・一次エネルギー消費性能の部分)
	4 適合性判定通知書を受けたものとみなされるもの	
①建築物エネルギー消費性能向上計画認定	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書	
②低炭素建築物認定	低炭素建築物新築等計画認定申請書	
小規模建築物 (任意)	中規模建築物と同じ	

【改正前】  
非住宅: 計画書  
住宅: 届出書

市長が定めるものとして別途要綱で定める。